

近組 2024-004 号

2024 年 2 月 6 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 光永 靖

団体交渉要求書

2024 年 1 月 12 日付で、大阪府労働委員会より、令和 3 年（不）第 51 号近畿大学事件の救済命令が発出された。これを受けて近畿大学教職員組合（以下、本組合）は、学校法人近畿大学（以下、貴法人）に対し、命令の確実な履行と再発防止策の策定を求める。

まず、命令内容である不当労働行為を繰り返さない旨の誓約書の手交であるが、手交を命じられているのは世耕理事長であり、命令書には代理人でもよいとは記載されていない。今回は、2018 年 1 月 29 日の命令から数えて実に 5 回目の不当労働行為認定であり、貴法人が中労委に再申立をしたことで命令を履行しなかったものを除き、4 回目の誓約書手交となる。不当労働行為を繰り返さない旨の誓約書にまったく効力がないことは明らかであり、これまで理事長が手交しなかったことと併せ、貴法人の府労委命令軽視、本組合軽視の態度がうかがえる。何度も繰り返される不当労働行為について、本当に繰り返さないことを約束する気があるのなら、命令書どおり理事長が手交すべきであるし、それが命令を受けた理事長の責務である。学校法人理事長としての責務を果たせないというのであれば、直ちに理事長を辞任し、新理事長による手交を求める。

また、今回の命令では、本組合の主張が不当労働行為と認定されなかった部分も多く、完全に解決できたわけではない。しかし、中労委で争うよりも、団交で解決したいと考えている。認定された過半数代表者選出要領の改定強行と併せ、今回の争点となった問題について、貴法人は今後どのように対応するか、回答せよ。

加えて、現在本組合が不当労働行為に該当すると主張している事案を含め、今後不当労働行為を繰り返さぬために、貴法人はどのような対応を予定しているのか、説明せよ。

2 月 20 日の団体交渉の際に回答せよ。

以上